

# **JAS法の品質表示の適用範囲の拡大について**

平成19年11月

農林水産省

## 品質表示基準の目的

JAS法の品質表示基準は「一般消費者の選択に資するため」に「飲食料品の品質に関する表示について、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。」とされている。  
具体的な基準は農林水産省告示で公表されている。(品質表示基準)

### JAS法(抜粋)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
  - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項
- 2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

### 品質表示基準

- ・横断的な基準
    - 生鮮食品品質表示基準
    - 加工食品品質表示基準
    - 遺伝子に関する表示の基準
  - ・個別品目の基準
    - 玄米及び精米品質表示基準
    - 調理冷凍食品品質表示基準
    - しょうゆ品質表示基準
    - 果実飲料品質表示基準
    - 他
- (計:54品目)



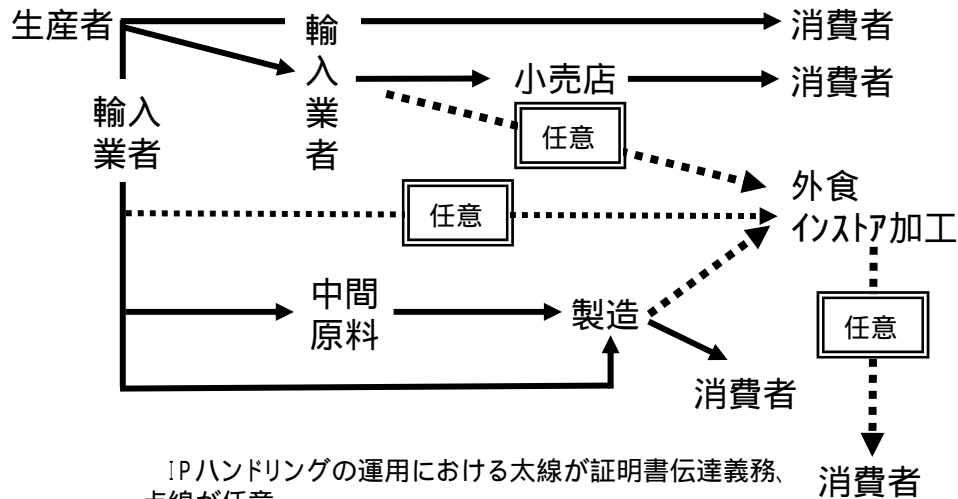
# JAS法に基づく品質表示基準の表示義務について（遺伝子組換え食品）

生鮮食品及び加工食品に適用される「遺伝子に関する表示の基準」においても、生産者、輸入業者、中間原料販売業者を含め全ての取引を表示義務の対象としている。

<b>遺伝子組換え食品表示</b>	義務表示の項目： <b>遺伝子組換え 遺伝子組換えのものを不分別</b>
	任意表示の項目： <b>遺伝子組換えでない( )</b>

IPハンドリング(分別生産流通管理)が行われた非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品については、任意で「遺伝子組換えでない」旨の表示ができる。

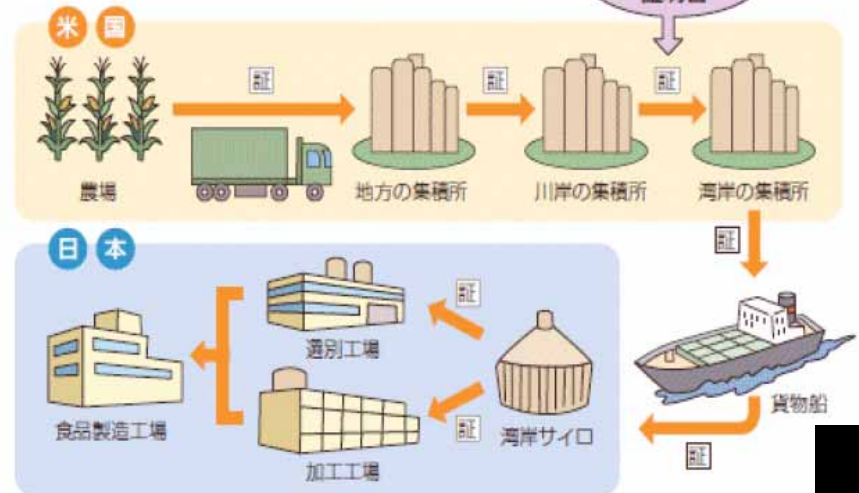
【「遺伝子組換えでない」旨を任意表示する場合】



IPハンドリングの運用における太線が証明書伝達義務、点線が任意。

## IPハンドリング(分別生産流通管理)とは？

IP (Identity Preserved) ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていることをいいます。

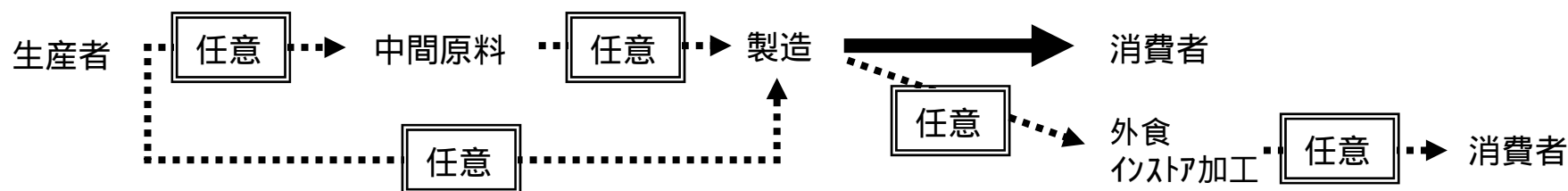


## JAS法に基づく品質表示基準の表示義務について（加工食品）

加工食品については、製造業者等が原材料の調達から商品の出荷に至るまでの一連の製造工程を管理していることから、製造業者等に表示義務を課せば正確な表示ができるという考え方から、原料供給者間の取引を表示義務の対象としてこなかったものである。

加工食品

義務表示の項目：名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、  
製造業者名及び住所、（原料原産地名）、（原産国名）



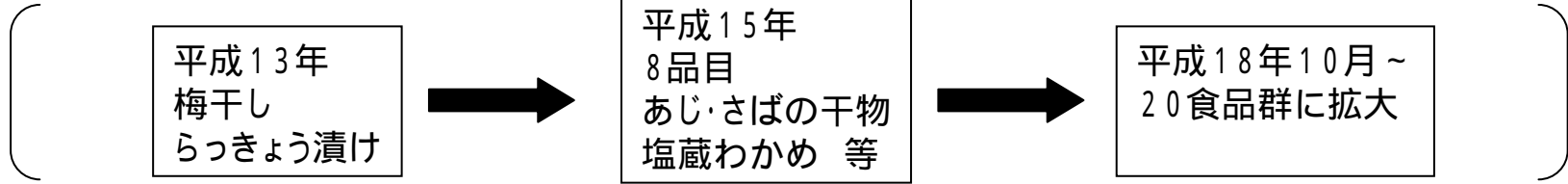
表示責任者について記載。太線が義務表示、点線が任意表示。

業者間取引  
外食等における表示

義務対象外  
義務対象外

# 加工食品の原料原産地表示

生鮮食品に近い加工食品20食品群について原料の原産地表示を義務付けている。



## 生鮮食品に近い加工食品20品目

1. 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
2. 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
3. ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
4. 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
5. 緑茶及び緑茶飲料
6. もち
7. いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
8. こんにゃく
9. 調味した食肉
10. ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
11. 表面をあぶった食肉
12. フライ種として衣を付けた食肉
13. 合挽肉その他異種混合した食肉
14. 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類
15. 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
16. 調味した魚介類及び海藻類
17. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
18. 表面をあぶった魚介類
19. フライ種として衣を付けた魚介類
20. 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

緑茶飲料及びあげ落花生については、平成19年10月の改正で追加されたもの。(2年の移行期間がある。)

### (20食品群選定の際の要件)

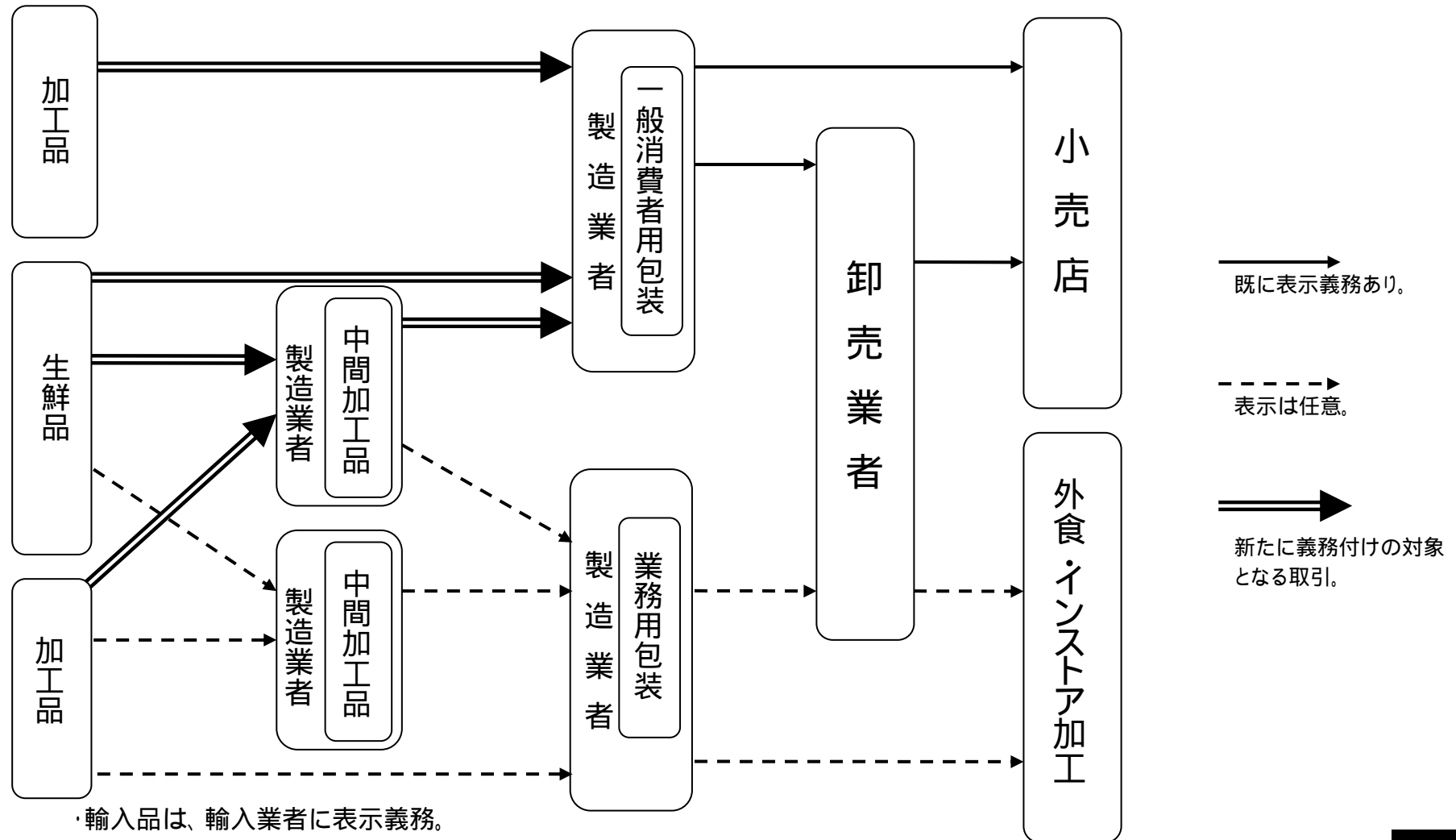
原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

- の要件については、具体的には、
- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
  - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化(価格等を含む)がされていること
  - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」報告書  
食品の表示に関する共同会議 (平成15年8月6日)より

# 加工食品の主要な流通ルート（義務付け対象イメージ）

加工食品の原料について、生鮮食品と同様、原料供給者間の取引について表示義務を課すこととする。



## 表示項目と表示媒体

業者間取引における「原材料名」の表示については、取引の実態を踏まえ、包装、送り状等において発送、納入された製品がどの規格書に基づくのか照合できる場合に、規格書等への記載をもって必要事項の表示と見なすこととする。

表示項目	業者間取引	最終小売商品
名称	容器・包装( 1)	容器・包装
原材料名	容器・包装、 <u>送り状等、</u> <u>容器・包装 + 規格書又は 送り状等 + 規格書</u> ( 2)	容器・包装
内容量	容器・包装( 3)	容器・包装
賞味期限 (消費期限)	容器・包装( 1)	容器・包装
保存方法	容器・包装( 1)	容器・包装
製造業者等の氏名等	容器・包装( 1)	容器・包装

1は食品衛生法で、 3は計量法で容器・包装への表示が義務付けられている。(一部例外あり。)

2は、容器・包装又は送り状等であって、発送、納入された製品がどの規格書に基づくのか照合が可能なもの。

(注)タンクローリー、通い容器等で流通するものについては、全ての表示事項について、送り状等への表示を認める。

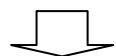


# JAS法の品質表示基準違反に対する罰則について

JAS法の品質表示基準に違反があった場合は、「表示の是正の指示・公表」、「指示に従うよう命令・公表」の手順を踏んだ上で、「懲役又は罰金」が科されることとされている。農林水産省等の職員が、直接的に表示の改善を指導する手法は、問題のある表示の迅速な適正化を図るとの観点からは、効果的・効率的。

## 品質表示基準違反の場合の立入検査から罰則までの流れ

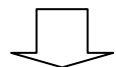
立入検査(又は任意調査)



指示  
公表

是正の指示  
業者名の公表

農林水産省(全国業者)  
地方農政局(ブロック域業者)  
都道府県(都道府県域業者)

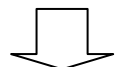


指示に従わなければ

命令

指示に従うよう  
命令・公表

農林水産省(大臣)



命令に従わなければ

罰則

個人:1年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金  
法人:1億円以下の罰金

## 直罰を導入していない理由

品質表示基準は、人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定めるものではなく、広汎な対象・事項について詳細に定められた規制内容に抵触した場合に、直ちに罰則を課すことは法制上適当でないと判断されたこと

「一般消費者の選択に資する」という目的に照らせば、違反について、公表によって一般消費者に知らせることも商品選択の手がかりを与える有効な手段であること

表示を迅速に是正するという観点からみて、罰則適用のために必要とされる告発、立件等の手続きを経るよりは、直接的に是正を指示する方が、効果的かつ効率的であること

等

直罰:規準を遵守しないものに対して、行政による改善命令などを経ることなく、直ちに罰則をかけること。

# 他法令との関係

食品の表示に関連する他法令をみても、直罰規定があるものは、食品衛生法と不正競争防止法(事業者間の公正な競争を担保するための一般法)のみである。

その他の法令は、JAS法と同様、指示(勧告) 命令 罰則という仕組みとなっている。

## 1 直罰規定のないもの

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
JAS法	一般消費者の経済的利益の保護	義務	生鮮食品:名称、原産地 加工食品:名称、原材料名、賞味期限等	指示 命令 罰則	1年以下又は100万円以下の罰金
牛トレサ法	牛海綿状脳症のまん延の防止	義務	個体識別番号	勧告 命令 罰則	30万円以下の罰金
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	酒税の確保、酒類の取引の安定	義務	酒類の製法、品質 等	指示 命令 罰則	50万円以下の罰金
計量法	経済発展、文化の向上	義務	特定物の象量 (計量法では、政令で定める商品の販売者が、その特定物象量(特定商品の重さ)を法定計量単位をもって販売する際に、政令で定める誤差を超えて販売されてはならないとしている。)	勧告(公表) 命令 罰則	50万円以下の罰金
健康増進法	国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るため。	任意	・食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法 等	(栄養表示基準に従わない場合) ・勧告のみ (誇大表示の場合) ・勧告 命令 罰則	6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
不当景品及び不当表示防止法	公正な競争の確保		優良誤認表示、有利誤認表示を禁止	排除命令 確定審決 罰則	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金

## 2 直罰規定のあるもの

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
食品衛生法	衛生上の危害の防止	義務	名称、添加物、賞味期限 等	罰則	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
法律名	目的	禁止される行為		違反に対するペナルティー	罰則内容
不正競争防止法	事業者間の公正な競争の確保	・事業者間の公正な競争に不正な競争を与えるもの(誤認惹起行為(原産地名の不正使用含む。)、企業秘密の漏洩など) 不正競争の防止は、工業所有権の保護に関するパリ条約に盛り込まれており、パリ条約に加盟するために、不正競争防止法が制定された経緯がある。		違反行為 罰則	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

法律名	目的	性格	表示の内容	違反に対するペナルティー	罰則内容
(参考) 家庭用品品質表示法	一般消費者の利益の保護	義務	成分、性能、用途、取扱い上の注意など	指示 公表 命令(特に必要がある場合) 罰則	20万円以下の罰金

# 警察との連携

農林水産省及び都道府県は、日頃から、不正競争防止法違反を取り締まる警察との連携に努めている。

## 農林水産省等と警察が連携した最近の例

### 農林水産省等と警察との連携体制

#### 食品表示110番対応マニュアル(抜粋)

消費・安全局 表示・規格課

#### 関係機関との連携

#### 第2 警察との連携

警察からの情報照会等があった場合は、これに協力するとともに、警察の調査に支障があるかどうか独自に判断は行わず、事案毎に警察側の意向を十分確認して、調査等を実施する。また、日頃から、必要に応じて情報交換を行うよう努めることとする。

#### 不正競争防止法(平成5年法律第47号)

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～十二 (略)

十三 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその**商品の原産地、品質**、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量**について誤認させるような表示をし**、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十四・十五 (略)

2～10 (略)

#### アサリの原産地偽装をしたA社

- ・平成17年 6月 農林水産省が、A社に、JAS法に基づく指示・公表。
- ・平成17年11月～ A社の実質的支配下にあるB社の偽装情報を把握し、C県と農林水産省がさらに調査。
- ・平成18年 3月 C県が、B社に、JAS法に基づく指示・公表。
- ・平成18年 4月 警察の情報照会に、農林水産省が協力。
- ・平成18年 8月 不正競争防止法違反の疑義で、警察が、A社の元役員を逮捕。
- ・平成18年11月、不正競争防止法違反で、A社の元役員に懲役1年(執行猶予3年)、A社に罰金3百万円の判決。

#### 特別栽培米の偽装をしたE社

- ・平成17年10月～ 農林水産省及びD県が、E社に、立入検査をした結果、特別栽培米の偽装が判明。
- ・平成17年12月 D県が、警察に、E社の偽装を情報提供。農林水産省も警察の情報照会に協力。
- ・平成18年 2月 D県が、E社に、JAS法に基づく指示・公表。不正競争防止法違反の疑義で、警察が、E社の社長を逮捕。
- ・平成18年 6月 不正競争防止法違反で、社長に懲役1年(執行猶予3年)、E社に罰金3百万円の判決。

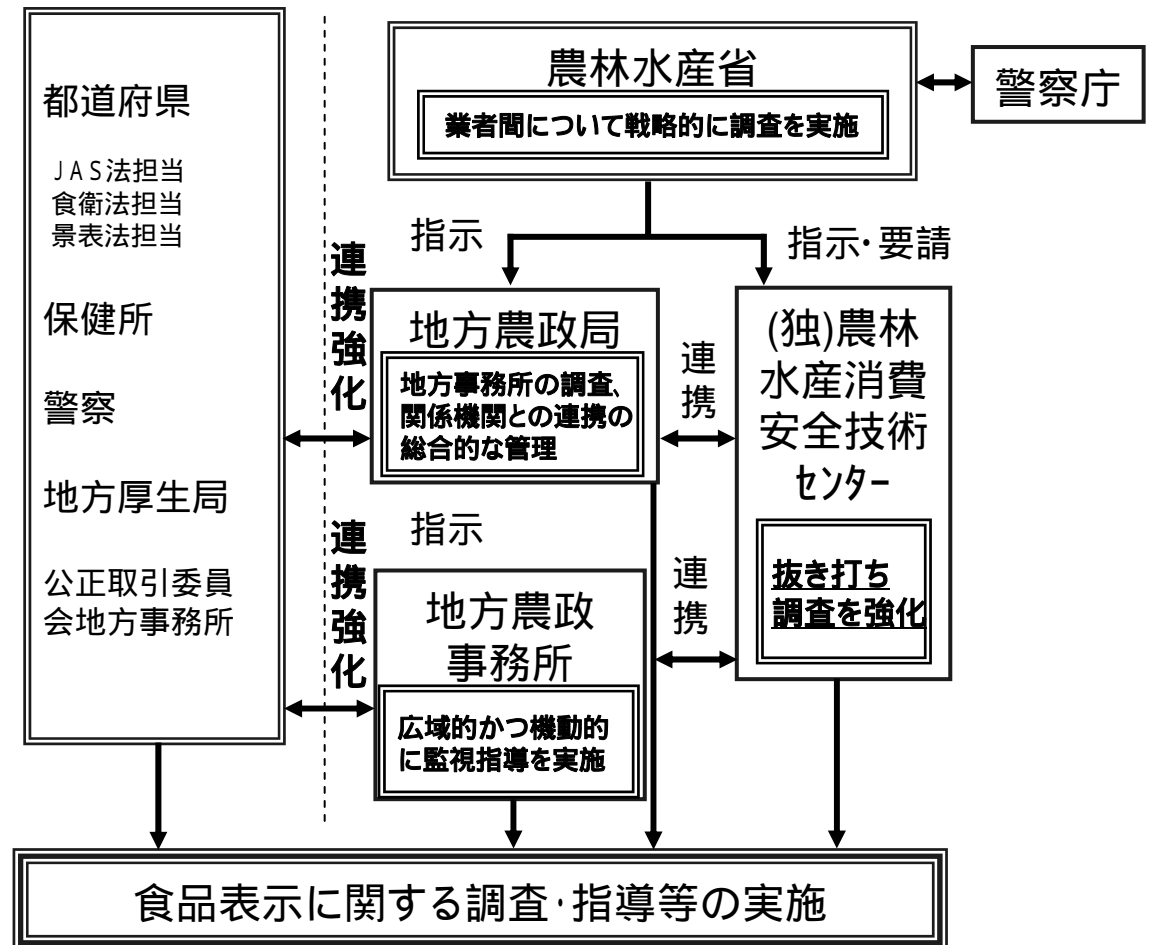
# 行政による監視・指導の強化

農林水産省では、食品の業者間取引の実態を踏まえ、効果的かつ機動的な調査を実施する体制を構築する必要がある。（独）農林水産消費安全技術センターでは、DNA分析等の抜き打ち調査を強化する。

## 行政による監視・指導の強化のポイント

- ・食品の業者間取引における偽装表示に対して効果的な監視指導を行うため、戦略的に調査を立案。
- ・食品の取引が複雑化・広域化していることを踏まえ、  
農林水産省の行う調査の進行管理や都道府県、警察等関係機関との連携の強化  
都道府県を跨ぐ案件の、機動的な調査の実施
- ・農林水産省の食品表示の監視・指導を担当する全スタッフの対応能力の底上げを図るため等の研修の実施
- ・（独）農林水産消費安全技術センターにおけるDNA分析等の抜き打ち調査の強化

## 食品表示監視体制図



## わかりやすい食品表示のための取組

消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、農林水産省と厚生労働省は「食品の表示に関する共同会議」を共同で開催するなどの取組を進めている。

### わかりやすい食品表示のための取組

食品の表示に関する共同会議の開催(平成14年12月～)  
・食品衛生法・JAS法に関する表示項目、表示方法等の検討を両省共同で行う審議会  
消費者、事業者、学識経験者等12名の委員から構成

期限表示の統一

JAS法(農水省所管)

「賞味期限」

食品衛生法(厚労省所管)

「品質保持期限」

「賞味期限」に統一

その他の成果、適切な期限表示のためのガイドラインの策定  
加工食品の原料原産地表示を20食品群へ拡大 等を実施してきています。

共通パンフレット等による普及活動

公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及。

### ～トピックス～ 期限表示について

消費期限・・・弁当、そうざい、生かきなど日持ちのしない食品(概ね5日)に表示され、腐敗、変敗等の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限であり、この期限を過ぎた食品を飲食することは避けるべきです。

賞味期限・・・缶詰、レトルト食品、バターなど日持ちする食品に表示され、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり、この期限を過ぎても直ちに食べられなくなるものではありません。

なお、いずれも開封前の食品を、定められた保存方法で保存したときの期限を示しています。